

鋼船規則

規
則

I 編

極地氷海船等

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

I 編 極地氷海船等

5 章 耐氷船

5.3 船体構造及び艤装

5.3.2 肋骨に関する一般規定

-2.を次のように改める。

-1. 肋骨を補強する上下方向の範囲は、耐氷船階級及び当該肋骨の船の長さ方向の位置に応じて、少なくとも表 15.7 に掲げる範囲としなければならない。ただし、5.3.1-1.に規定する前方域の耐氷帯の上部に対する規定が適用される場合、肋骨の補強範囲は少なくとも当該耐氷帯の上端まで延長しなければならない。なお、補強する範囲が甲板又はタンク頂部から 250 mm を超えない場合は、補強する範囲を甲板又はタンク頂部までとして差し支えない。

-2. 補強する範囲の肋骨は、すべての支持部材に~~肘板より~~有効に固着しなければならない。縦通肋骨については、その両端を特設肋骨又は隔壁に肘板により固着しなければならない。横肋骨については、その端部が縦桁又は甲板に固着されている場合、固着部に肘板又は同様の部材を設けなければならない。また、肋骨がそれを支持する構造部材を貫通する場合、肋骨のウェブ両側を直接又はカラープレートを介して構造部材に溶接しなければならない。肘板を設ける場合、肘板は肋骨のウェブ以上の板厚とし、かつ、遊辺を座屈に対して適当に補強しなければならない。

-3. 耐氷船階級が IA Super の耐氷船にあつては前方域、中央域及び後方域において、耐氷船階級が IA の耐氷船にあつては前方域及び中央域において、また、耐氷船階級が IB、IC 及び ID の耐氷船にあつては前方域において、次の(1)から(4)によらなければならない。

- (1) 肋骨のウェブと外板のなす角が小さい場合には、肋骨に 1,300 mm を超えない間隔で、肘板、カーリング、縦通材又は他の類似の方法で倒れ止めを施すこと。
- (2) 肋骨は、外板と両面連続溶接により固着すること。また、外板の継手部と交叉する場合を除き、スカラップを設けてはならない。
- (3) 肋骨のウェブの厚さは、外板の板厚の 1/2 以上とし、かつ、いかなる場合でも 9mm 以上とすること。
- (4) 肋骨の代わりに甲板、タンク頂板又は隔壁を設ける場合、これらの板厚は、隣接する肋骨の高さに相当する深さまで前(3)の規定による値以上とすること。

附 則

1. この規則は、2008年2月27日から施行する。

鋼船規則検査要領

I 編

極地氷海船等

要
領

2008年 第1回 一部改正

2008年2月27日 達 第5号
2007年11月30日 技術委員会 審議

2008年2月27日 達 第5号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

I 編 極地氷海船等

I5 耐氷船

I5.3 船体構造及び艤装

I5.3.2 を次のように改める。

I5.3.2 肋骨に関する一般規定

-1. 規則I編5.3.2-2.の適用上,縦通肋骨が特設肋骨又は隔壁を貫通する場合にあっては,当該特設肋骨又は隔壁の両側に肘板を取り付けること。(図 I5.3.2-1.参照) 横肋骨が補強範囲内で甲板又は耐氷縦桁を貫通する場合にあっては,甲板等の上部にも肘板を取り付けることを推奨する。(図 I5.3.2-2.参照) 肘板の腕の長さは,肋骨のウェブの深さ以上とすることを標準とする。

~~-2.~~ 規則I編5.3.2-2.の適用上,縦通肋骨については,本会が止むを得ないと認める場合,端部肘板を省略することができる。この場合,当該肋骨端部及び特設肋骨貫通部には,当該肋骨の荷重を適切に伝達するよう,肋骨支持部材のウェブに適切な防撓材を設けること。また,規則I編5.3.4-2.に規定する係数 m については,いかなる場合も11以下とすること。

~~-3.~~ 規則I編5.3.4-1.のただし書きにより,より大きな肋骨心距とする縦通肋骨において,規則I編5.3.2-3.(3)に規定するウェブ厚さについては,同じ強さの材料の外板において肋骨心距を $0.45m$ とした時に要求される板厚の $1/2$ より大きなものとする必要はない。

図 I5.3.2-1.及び図 I5.3.2-2.として次の 2 図を加える。

図 I5.3.2-1. 縦通肋骨への肘板の取り付け

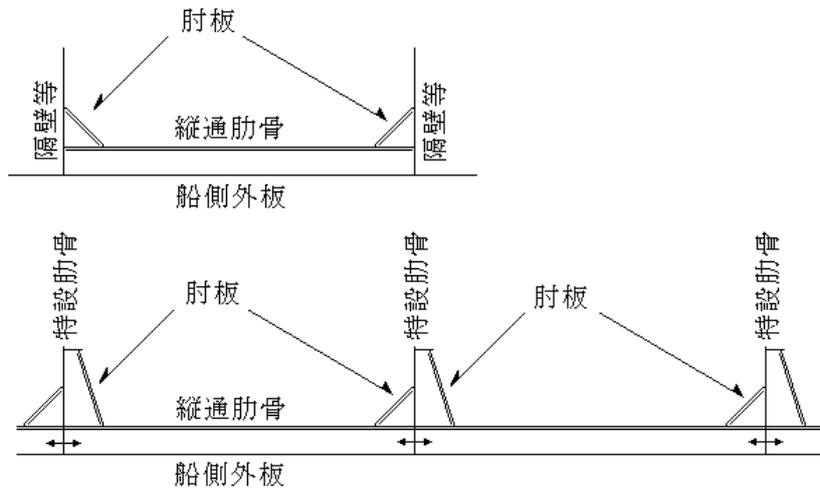
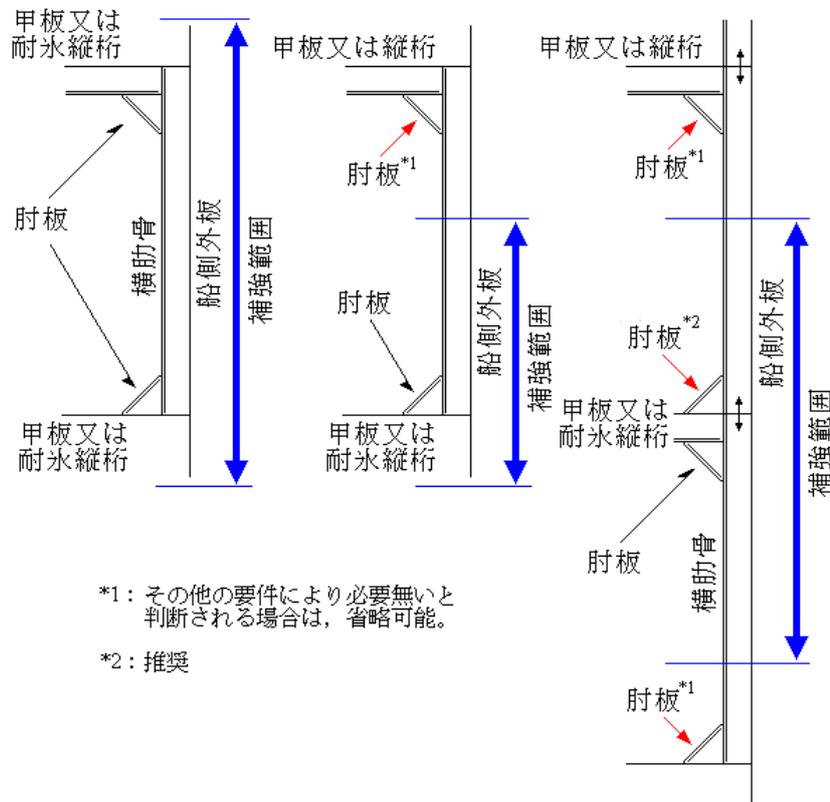


図 I5.3.2-2. 横肋骨への肘板の取り付け



附 則

1. この達は、2008年2月27日から施行する。